

お知らせ なんたん



第77号(3の3)平成21年3月27日発行

軽自動車税の減免申請は4月23日までに!

4月は軽自動車税の納付月です。4月1日現在、下記の①～④のいずれかに該当される方は、申請により1台のみ軽自動車税の減免を受けることができます(自動車税の減免を受けられている方を除く)。軽自動車税の減免を申請される方は、税務課または各支所地域総務課に減免申請書を用意していますので、**納税通知書がお手元に届いた後、4月23日(木)までに**必ず提出してください。期限内の提出ができない場合には、期限までに税務課または各支所地域総務課までご相談ください。なお、昨年度に減免を受けておられる方には、申請書を納税通知書と同封して送付します。

①身体障害者手帳の交付を受けておられる方

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	1～4級までの各級	
聴覚障害	2～4級までの各級	
平衡機能障害	3・5級	
音声機能障害	3級(喉頭(こうとう)摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由	1～3級までの各級	
下肢不自由	1～6級までの各級	
体幹不自由	1～3級までの各級および5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級までの各級
	移動機能	1～6級までの各級
心臓機能障害	1・3級および4級	
じん臓機能障害	1・3級および4級	
呼吸器機能障害	1・3級および4級	
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1・3級および4級	
小腸の機能障害	1・3級および4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級までの各級	

②戦傷病者手帳の交付を受けておられる方

障害の区分	重度障害の程度または障害の程度
視覚障害	特別項症～第6項症までの各項症
聴覚障害	特別項症～第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症～第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症～第2項症までの各項症(喉頭(こうとう)摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	特別項症～第6項症までの各項症
下肢不自由	特別項症～第6項症までの各項症および第1款症～第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症～第6項症までの各項症および第1款症～第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症～第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症～第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症～第3項症までの各項症
ぼうこうまたは直腸の機能障害	特別項症～第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症～第3項症までの各項症

③療育手帳の交付を受けておられる方のうち、重度の障がいをもつ方

④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、1級の障がいをもつ方

※なお、障がい者と生計を一にされている方が障がいのある方のために運転される場合および障がいのある方などのみの世帯の介護を常時されている方が障がいのある方のために運転される場合でも、軽自動車税の減免の対象となることがあります。詳しい条件については、税務課または各支所地域総務課にお問い合わせください。

●必要書類 納税通知書、減免申請書、車検証、障害者手帳など、免許証、印鑑

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL (0771) 68-0004 FAX (0771) 63-0653

電源立地地域対策交付金事業を実施しました

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の設置および運転の円滑化を図るため、発電用施設の周辺地域で実施される公共用施設の整備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付されます。南丹市には、この交付金の対象施設が2施設(大野発電所、新庄発電所)あり、平成20年度は交付金を活用し、次の3事業を実施しました。

事業名	実施場所
1 市道 サンシャイン線 道路改良工事	八木町 青戸 地内
2 市道 広野下山線 道路改良工事	日吉町 上胡麻 地内
3 市道 湯ヶ谷丸山線 道路改良工事	美山町 長谷 地内

◇問合せ先 道路河川課 庶務係 TEL (0771) 68-0051

「第29回京都府女性の船」参加者を募集します

京都府では、地域づくりやNPO活動などに関心のある女性に学習・交流の機会を提供し、ネットワークの構築を図り、男女共同参画による豊かな京都府づくりを目指して、「女性の船」事業を実施します。高速フェリーで北海道(旭川市)を訪問し、船上や訪問先で男女共同参画に関する諸課題について研修、交流を深めるもので、ただいま参加者を募集しています。

●実施時期 6月19日(金)～22日(月)(3泊4日)

事前研修 5月31日(日)、事後研修 8月1日(土)

●応募資格 京都府内にお住まいの20歳(平成21年4月1日現在)以上の女性で、次の①～④に該当する方

- ①この研修に参加した経験を生かして、地域社会の諸問題に積極的に取り組むとともに、女性団体活動などにおいてリーダー的役割を果たそうとする意欲のある方
- ②健康で、この研修に十分耐え得る体力のある方
- ③団体生活に適応できる方
- ④事前研修から事後研修まですべてに参加できる方

※これまでの「京都府女性(婦人)の船」修了生については、現在具体的に地域社会などで活動をされており、その活動を発展させたい方で、参加者を後方支援する立場で参加する意志のある方に限り、府内で10人程度参加可能とします。(ただし、原則として過去2年以内に参加した修了生は除く)

●参加費 32,000円

●作文(テーマ) 【初参加者】「私の活動の成果と課題」(400字以上800字以内) 【修了者】「修了生として今回の船に臨む決意」(1200字以内)

●申込方法 4月16日(木)までに下記申込・問合せ先に備え付けの参加申込書に作文(上記テーマ)を添えてお申し込みください。

◇申込・問合せ先 市民課 人権政策係 TEL (0771) 68-0005

各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022

日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

「身体障害者巡回更生相談」のお知らせ

京都府身体障害者更生相談所では、相談所に来所が困難な身体障がいのある方のために、府内を巡回し、補装具・施設利用・その他の相談会を実施しています。

日程	時間	場所	来訪医師
4月17日(金)	午前10時～11時30分	南丹市日吉保健センター	整形外科
5月12日(火)	午前10時～11時30分	亀岡市役所市民ホール	整形外科
6月19日(金)	午後1時～3時	亀岡市役所市民ホール	耳鼻科
7月7日(火)	午前10時～11時30分	京丹波町瑞穂保健福祉センター	整形外科
8月11日(火)	午前10時～11時30分	南丹市園部公民館	整形外科

●内容 補装具交付・修理に係る判定、医療相談(整形外科・耳鼻科)

●持ち物 身体障害者手帳、使用中の補装具、印鑑(申請などが必要な場合に使用)

●申込方法 それぞれの相談会の3日前(土・日・祝日を除く)の午後5時までに下記申込・問合せ先へお申し込みください。

◇申込・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL (0771) 68-0007 FAX (0771) 68-1166

各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022

日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

「身体障がいに関する相談会」を実施します

南丹市では、現在10人の方が「身体障害者相談員」として府から委嘱を受け、身体障がいに関する相談に応じています。相談会を下記のとおり実施しますので、何かお困りの事がありましたら、ご来場の上、お気軽にご相談ください。(予約不要)

●日時 4月17日(金) 午前10時～11時30分 ●場所 日吉保健センター

※身体障害者巡回更生相談の会場に相談室を設け、相談に応じます。

◇問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL (0771) 68-0007 FAX (0771) 68-1166

各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022

日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041